

平成 29 年度から適用される個人住民税の主な税制改正

1 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、上限額が適用される給与収入と給与所得控除の上限額が引き下げられます。

	【現行】平成 26 年度から 平成 28 年度の個人住民税	平成 29 年度の 個人住民税	平成 30 年度以降の 個人住民税
上限額が適用される 給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

2 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

所得税の確定申告や個人住民税の申告等において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除(16 歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける場合には、「親族関係書類及び送金関係書類を添付、又は提示」こととされました。

【親族関係書類】

(1)納税者の国外居住親族が日本人である場合

戸籍の付表の写しや国又は地方公共団体が発行した書類、及びその親族の旅券の写し

(2)納税者の国外居住親族が外国人である場合

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(氏名・住所・生年月日に記載があるもの)

【送金関係書類】

国外居住の親族の生活費や教育費に充てるための支払を必要の都度、行ったことを明らかにするもの。

(1)金融機関が行う為替取引により、納税者からその親族に支払いをしたことを明らかにする書類(送金依頼書など)

(2)クレジットカード発行会社の書類又はその写しで、クレジットカード発行会社の発行カードを提示してその親族が商品等を購入したこと及び親族がその商品購入代金に相当する額を納税者から受領したことを明らかにする書類(クレジットカード利用明細書など)

3 金融所得課税の一体化について(平成 29 年度個人住民税から適用)

公社債等について、利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なっていましたが、株式等の課税方式と同一化することとされました。

また、特定公社債等の利子および譲渡損益並びに上場株式等の金融商品間の損益通算範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとされました。

これに伴い、これまで可能であった上場株式と非上場株式の損益通算はできなくなります。